

2025年7月吉日

各市町村長様

埼玉県労働組合連合会
議長 藤田省吾
(公印省略)

労働者政策・施策充実のための懇談の申し入れ

日頃から住民のくらしの向上にご尽力されていることに心から敬意を表します。

私たち埼玉県労働組合連合会（埼労連）は、県内約10万人で構成する埼玉における労働組合の地方センターであり、労働者の雇用の安定と労働条件の向上をめざして活動しています。

また、働く人々にとって安心してくらせる住みよいまちづくり、地域福祉の充実・地域経済の活性化も大切な課題であり、様々な県民・県民団体の皆様と懇談し、その成果を労働組合としての政策・要求づくりに役立ててきました。

今回要請する標記の「懇談」（全自治体訪問）もその一環であり、2002年度から回を重ねて20年を超えるました。引き続き皆様方とも力をあわせ、労働者・県民の福祉の向上を図ってまいりたいと考えています。

そこで、ご多忙のところを誠に勝手ながら、今年も11月に県内全ての自治体と意見交換の場を持たせていただき、自治体の施策を教えていただきながら、雇用の確保、労働者福祉の充実、公務職場の改善、公契約の適正化と条例制定などについて懇談をさせていただきたいと考えています。

趣旨をご理解いただき、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 日程・懇談について

- ◇ 日程案も同時にお送りさせていただいております。こちらでお願いさせていただいた日程について、ご都合が悪い場合には、ご連絡をお願いします。
- ◇ 懇談時間は、75分程度を考えています。
- ◇ 訪問者は、埼労連の役員と当該の地域組織の方たちが伺います。
- ◇ 今回の要請書・アンケートは、メールでも送信します。ご確認ください。
※メールは、昨年返信いただいたアドレスへ18日送信予定です。
- ◇ 訪問に対するご意見・要望がある場合、埼労連事務局までお寄せください

2. 要請内容と懇談・意見交換の要旨

(1) 公務職場が市民の多数である労働者の福祉向上の役割を果たすために

- ① 自治体は、雇用・労働条件等の関係諸法令遵守の模範となってください。
- ② 非正規職員の増加と外部化をせず、恒常的職務については、正規職員を配置してください。
- ③ 自治体職員の労働条件については労使交渉・合意を経ることを遵守し、労働組合（職員団体）の権利を不当に侵害しないようにしてください。

(2) 自治体が地域の賃金・労働条件水準を引き上げる役割を果たすために

- ① 会計年度任用職員について次の改善をしてください。
 - ア) 処遇は、正規職員との「均等待遇」を原則にしてください。
 - イ) 基本賃金の最低保障額を月額24万円、日額12,000円、時給1,500円以上にしてください。
 - ウ) 正規職員と同様な昇給制度を上限なしに実施してください。
 - エ) 労基法上保障されなければならない休暇（年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇、公民権行使、等）については有給で完全実施してください。
 - オ) 年次有給休暇については、日数加算と繰越しを実施してください。
 - カ) 共済組合・社会保険・労働保険への加入、健康診断などを実施して、地域における雇用・労働環境向上のモデル的存在となるようにしてください。
- ② 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、国会審議経過、附帯決議の趣旨をいかし、雇用の安定と労働条件向上にとりくんでください。
 - ア) 自治体の業務は常勤の正規職員で担うことを基本に、財政面を優先した非正規化や外部化は行わないでください。
 - イ) 会計年度任用職員制度を活用するにあたっては、勤務実態の見直し、職務の適正な評価にもとづいて、フルタイム職員化を基本にしてください。
 - ウ) 労働契約法の趣旨を反映させた、有期雇用の安定化（17条2項・18条・19条）にむけ、自治体独自に非正規職員の任用に関わる制度を整備してください。

(3) 公契約制度の改善で労働者・住民の福祉を向上させ、事業者の経営安定と地域経済の活性化のために

- ① 公契約の適正化、公契約条例制定に取り組んでください。
 - ア) 公契約適正化によって次の総合的政策課題を推進してください。
 - 労働者の雇用、賃金、労働条件の適正化
 - 企業の経営の安定と技術力の向上・継承
 - 公共サービスの質の確保・向上
 - 地元事業者の活用機会の拡大、地域経済の活性化
 - イ) 公契約条例制定にむけて次の取り組みに着手してください。

○公契約条例を制定もしくは制定を検討している自治体が増えています。それらの自治体の取り組みを研究してください。

○公契約条例を研究する組織を自治体内に設けてください。

○公契約条例制定をテーマに、地域団体と懇談する機会を設けてください。

ウ) 公契約職場で労働諸法令が遵守されるようにしてください。

○労働諸法令遵守について点検できる仕組みを導入してください。

○労働諸法令の遵守を確認する現場調査を実施してください。

② 公共工事に関する入札・契約制度を改善してください。

ア) 技能労働者への適切な賃金の支払、若年入職者の積極的な確保などを目的に設計労務単価が13年連続で引き上げられ、趣旨についても各自治体へ通知されています。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、そして公共工事入札契約適正化法の改正の趣旨に則って次の改善に取り組んでください。

○積算に際して設計労務単価引き上げの目的・根拠を示してください。

○発注者の責任として、受注者に対して適切な価格での下請契約の締結を指導してください。

○設計労務単価の上昇分が技能労働者の賃金に反映されているか調査し、改善履行を徹底してください。

○受注業者から、すべての下請企業との下請契約書の写しを提出してもらい、その中に賃金・法定福利費を明示させてください。

○公共工事入札契約適正化法改正により、発注者としての責任が位置付けられました。どのように実施される予定かお示しください。

○3法改正の趣旨を具体化する方策をお示しください。

イ) すべての対象労働者に建退共証紙を貼付するように徹底してください。

③ 業務委託、指定管理に関する入札・契約制度を改善してください。

公契約下で働く労働者の生活を保障する立場で入札・契約制度を見直し、公契約の適正化に努めてください。

ア) 業務委託、指定管理についても、自治体としての予定価格の積算根拠を明確にして入札・契約を実施してください。

○その際に、労働者の雇用、賃金・労働条件の遵法はもちろんのこと、地方自治体の役割である社会的・文化的生活の質の確保が可能となる水準にしてください。

○入札にあたっては、参加事業者からも積算根拠を提出させてください。

○契約後には、自治体側の予定価格・積算根拠、受託業者の積算根拠を公開して、透明性の高い入札・契約制度にしてください。

イ) 雇用の安定と、住民サービスの質を確保し、受託業者の経営の安定を図るため、長期継続契約にし、雇用期間は受託契約期間以上となる契約・仕様にしてください。

ウ) 受託業者が変更になる場合でも、そこで働く労働者の雇用と既得労働条件が継続される契約書・仕様書にしてください。

エ) 「労働省告示37号」に抵触する偽装請負等をなくすための施策を実施してください。

○行政の質向上と業務委託・指定管理における法令遵守に矛盾がある場合は直営化してください。

オ) 業務委託・指定管理では、予定価格での適正な賃金の確保など、背景使用者としての位置づけを明確にした積極的な対応に心掛けてください。

カ) 令和7年4月22日閣議決定「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」及び中小企業庁「官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について」に基づき、価格転嫁が適正に行われるようにしてください。

(4) 自治体業務に関わるシルバー人材センターの活用では、高年齢者雇用安定法を適正に運用してください。

- ① 高年齢者の雇用開拓に自治体として取り組み、高年齢者に雇用の場を保障してください。
- ② シルバー人材センターについては、高年齢者雇用安定法の趣旨にもとづいて、就業機会の確保を図ってください。

なお、法の趣旨に逸脱した活用がある場合は是正させてください。自治体の本来業務である、恒常的業務（放課後児童クラブ等学童保育支援・公民館などの公共施設管理など）については臨時・短期・軽易な業務ではありません。労働法令が適用される雇用労働者によって業務を行うべきであり、「高年齢者の経験と能力の發揮と生きがい活動をサポート」を理由に、雇用によらない労働（請負）での発注により最低賃金水準またはそれ以下の配分金（賃金）でシルバー人材センターを活用することは高年齢者の働く権利を侵害するものに他なりません。